

平成20年度第4回岐阜県入札監視委員会議事概要

平成21年1月20日(火)
議会棟3階 執行部控室

【県建設発注工事、資格停止の運用状況等に関する質疑応答】

- Q： 入札参加資格停止について、水道管を破裂させる事故を隠していたために資格停止になった業者があるが、事故の隠蔽はいずれは発覚するものか？また、これは隠さなければ資格停止にならなかったのか？
- A： この案件は、水道を管理する岐阜市から通報があって発覚したものである。事故を起こした場合は当然ペナルティはあるが、今回は被害者からの通報により発覚したものであるので、より重いペナルティを課したものである。
- Q： 1業者に対して2件の資格停止があり期間が重なっているが、このような場合は加重的な措置はしないのか？
- A： 2件の資格停止期間が重なった場合であっても、個別の案件ごとに措置するものであり、例えば重なった期間について後へ延ばすといった運用はしていない。

【抽出事案に関する質疑応答】

1 公共 地方道路交付金事業(災害防除)工事(下呂市萩原町四美地内)

- Q： 制限価格を下回った場合は自動的に失格となる「最低制限価格」を適用している案件であるが、低入札価格調査制度を適用しなかったのはなぜか？
- A： 県では「岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領」を定めており、この中で土木系5工種については予定価格5千万円未満の工事については最低制限価格を適用することを規定している。このため、この案件については最低制限価格を設けることとした。
- Q： 自動的に失格となるラインが、予定価格の74%ということなのか？
- A： 最低制限価格の算定方法が定めてあり、この案件について算定方法に基づき算出した価格が74%程度となっているが、当然案件によって率は異なる。
- Q： 最低制限価格の適用について、予定価格5千万円未満としているのはなぜか？また、土木系5工種に限っているのはなぜか？
- A： 土木系5工種とその他の工種では積算体系が大きく異なっているため、同じ基準を適用することが適切でないことから、当該入札をおこなった時点では比較的小規模であるといえる5千万円未満の土木系5工種に限り最低制限価格を適用している。
- Q： 庶民感覚からすると、5千万円というのは相当大きな金額であるし、実際は電気工事などで落札率が50%を下回るような工事であっても、低入札価格調査により施工できることが可能であると判断されれば落札するものもある。企業の努力により安くできるといっているものまで一律失格とするのは、今すぐでないにしても減らしていく方向で検討し、少しでも税金を節約するようにしてはどうか？
- A： 安くしすぎることによって工事の品質低下を招くと、かえって県民にとって不利益となることが懸念される。また、下請け業者へ低価格で仕事を押しつけるといった、いわゆる下請けいじめという

ものも心配される。節約をすることは当然重要であるが、一方で安くすることによる悪影響も考慮しなければならないと考えている。

2 地域防災対策総合治山事業 谷汲木曾屋寺洞NO, 1地区工事（揖斐川町谷汲木曾屋寺洞地内）

Q： 落札保留しているが、なぜ保留したのか？

A： 請負金額2500万円以上については、特定の技術者を配置するというようになっており、その技術者がいるかといったことを確認してから落札決定する必要があったため保留した。

Q： 落札者以外の応札額が非常に似通ったものであり、同額の応札もある。これは、何らかのネゴシエーションがあったのか、あるいは予定価格が低すぎて、どの業者も非常にきつい中で応札したため結果として高止まりしたということが考えられると思うが、この状況をどのように考えているのか？

A： この工事はコンクリート工事であり、積算が比較的し易いため、全体的に同じような応札額になったと考えている。応札金額が同等のものもあるということで、それらの積算内訳書を細かく確認したが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費あるいは一般管理費といった個々の項目については異なっていたため、積み上げた結果として同じような価格になり、全体として近い金額になったと考えている。

Q： 入札参加者がいずれも揖斐川町の業者で、B等級9者、C等級6者であるが、この地区の工事をする場合は大体このメンバーで固定されるのか？

A： 地域性を考慮し、その現場のある町村から業者を選定するので、同じような業者を指名することは多いと思う。

Q： 応札金額が重なった場合、談合情報が寄せられないときでも、積算内訳書の各項目について詳細に確認するのか？

A： はい。内訳書の全項目についてチェックする。

3 県営かんがい排水事業 揖斐川以東地区 墨俣揚水機場電気設備製作・据付工事（大垣市墨俣町上宿地内）

Q： 1の案件では、最低制限価格を数%下回ったために失格となった一方で、この案件では入札率が50%でも品質が保たれるという判断をしている。一般県民から見ると、ダブルスタンダードがあるのかという印象を受ける。この点についてはどのように考えるのか？

A： この案件のように製品を購入する場合は価格の差がやすい。例えば電機製品を系列会社等から安価に購入できるかどうかで大きな差が出ることから、積算する場合にはっきり分からない部分がある。これに対し1の案件は、ほとんどが現地において機械あるいは手で物を作るため、材料、労務費、機械経費がそれぞれいくらかということを詳細に積算できるといった違いがある。土木系5工種というのは積算が非常に分かりやすい部分があるため、低入札基準価格とか失格判断基準とか最低制限価格を定めている。一方で、機械、電気設備等の工事については、商取引のところで非常に変動が出やすいため、これらに土木と同じ基準を当てはめるのは難しいと考えている。決してダブルスタンダードがあるということではない。

Q： この案件は総合評価により逆転しているが、地域要件で差がついたのがかなり影響しているようである。工事場所は岐阜と大垣のちょうど中間であるが、本店が大垣であるかどうかによって

大きな差がつくのはかわいそうだという感じがする。

A： 本社が大垣市にあるかどうかという地域点数のほか、ボランティア活動を地元でやっているかどうかということなども含めた地域要件で点数に差がついている。この事業は地元負担を伴うものであり、地元の大垣市や安八町が4分の1を負担をしていることも考慮し、地元の業者のみで入札参加者数が確保できる見込みがあれば地元の業者だけで地域要件をつけたかったが、見込みが立たなかったために参加資格の範囲を広げ、点数で差をつけることとした。

Q： 総合評価項目の企業能力のうち「同種施工実績」について、実績の有無で1点の差をつけるのは大きすぎないか？実績の有無によって大きな点差をつけると、新規参入にとって大きな障害になるため、例えば他の項目のように0.5点にするとといったことは考えられないのか？

A： 当然そういった議論もあると思うが、県としては実績のある業者のほうが安心できるということで、現在はこのような点数配分をしている。また、工事によっては「同種工事」ではなく「類似工事」に対して評価する場合もあり、例えば同種工事に対しては1点、類似工事には0.5点、実績が全くない場合は0点といった配点をするケースもある。

4 公共水質保全下水道事業 急速ろ過池（2系3・4池目）電気設備工事 （各務原市前渡西町地内）

Q： この案件では応札者が1者しかなかったが、当初は何者くらいが応札すると見込んでいたのか？

A： 工事の内容として、電気機器の制御盤や監視盤の製造、あるいは現地改造等が含まれており、このような工事ができる業者ということで、全国規模でだいたい10社程度はあると見込んでいた。

Q： その見込みに対して実際の応札は1者のみであったが、なぜそうなったと考えているのか？

A： この工事は「増設」であることから、当初施工した業者がある。工事そのものはどの業者でも不可能ではないが、電気工事は接続が難しいということ、また後の保証の問題等もあり、当初施工した業者以外は敬遠することが多い。過去の同種の工事についても、この案件と同様の入札結果になったケースは多い。

Q： この案件と同様なケースにおいて、入札参加者を増やすための手立てはしているのか？参加者を増やすのは難しいのか？

A： この案件では、県として求める参加資格要件としては、本来であれば「ろ過池」の施工実績で縛りたいところを「処理場」の施工実績としたように、条件を緩和することで入札参加者を増やす努力をしている。しかし、既設設備の増設工事について入札参加者を増やすことは、現実的に困難であると考えている。

Q： 総合評価一般競争入札の場合、技術資料を受領すると開札前から評価の手続きが始まっているので、仮に応札が1者しかなくても仕方がないから手続きを進めてしまい、落札決定することか？

A： 一般競争入札の場合は誰が入札に参加するかわからないため、仮に1者しか応札がない場合であっても競争性は確保されていると考えられるので、参加資格があることを確認した上で落札決定している。指名競争入札の場合は、原則開札せず入札をやり直す運用をしている。

5 岐阜県立長良特別支援学校校庭改修工事（岐阜市長良地内）

Q： この案件は、既契約の増築工事と同時期に随意契約により発注した案件であるが、増築工事はどのような調達方法だったのか？

A： 15者による指名競争入札を実施したもので、辞退者も複数あり、実際に応札したのは5者であった。

6 公共道路改築事業 福島第3トンネル工事（白川村福島・牧地内）

Q： 最低価格の応札者が失格となっているが、こういった経緯で失格となったのか？

A： 当該応札者（共同企業体）の構成員の1社について、他の団体が発注した土木工事において独禁法第54条第2第6項の規定に基づく課徴金の納付命令の審決がおこなわれ、入札手続中に岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領第2の2項により入札参加資格停止措置がなされたため、当該業者は入札参加資格がないものとして失格とした。

Q： 入札参加者の応札率は90%を超える高い応札率の業者がある一方で、多くの業者の応札率は80%を下回るかなり低いものとなっているが、これはどのような理由なのか？仕事が少ないということは考えられるのか？

A： 各社の受注状況についてはわからないが、公共工事が全体的に少ないということは確かなことであり、各社の受注意欲が強いことが原因として考えられる。また、この工事は既存のトンネルに近接して施工するものであり、必要となる補助工法とそれに伴う観測工については各社のノウハウに差があるため、これが応札額の差となっていると考えている。

Q： 総合評価のスケジュールについて、2週間弱で技術的な評価をおこなったようだが、これほどの短い期間で問題なく評価ができるのか？

A： 技術的な評価については難しい部分もあったが、提出された技術資料を順次評価し、このようなスケジュールで実施した。過去に実施した他の総合評価案件についても同様のスケジュールで評価を実施した。